

○新潟大学学則

(平成16年4月1日学則第1号)

改正 平成16年9月24日学則第2号 平成17年3月15日学則第1号 平成17年5月27日学則第2号
平成17年11月25日学則第3号 平成18年3月31日学則第1号 平成18年10月27日学則第2号
平成19年3月30日学則第1号 平成19年12月26日学則第2号 平成20年4月1日学則第1号
平成21年3月31日学則第1号 平成21年9月30日学則第2号 平成22年3月31日学則第1号
平成22年9月30日学則第2号 平成23年3月30日学則第1号 平成23年12月28日学則第2号
平成24年3月30日学則第1号 平成25年3月29日学則第1号 平成26年3月31日学則第1号
平成27年3月31日学則第1号 平成28年3月9日学則第1号 平成29年1月5日学則第1号
平成29年3月14日学則第2号 平成29年9月26日学則第3号 平成30年3月27日学則第1号
平成30年9月27日学則第2号 平成31年3月19日学則第1号 令和元年9月30日学則第2号
令和元年12月24日学則第3号 令和2年3月24日学則第1号 令和2年12月24日学則第2号
令和3年3月22日学則第1号 令和4年3月28日学則第1号 令和4年9月13日学則第2号
令和5年3月17日学則第1号 一年一月一日学則第一号

目次

第1章 総則

第1節 本学の目的(第1条)

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第2条・第3条)

第3節 本学の組織(第4条―第18条)

第4節 職員、組織の長及び学長等の職務(第19条―第33条)

第5節 教育研究評議会及び教授会(第34条・第35条)

第6節 学年、学期及び休業日(第36条―第38条)

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限(第39条・第40条)

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第41条―第43条の2)

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等(第44条―第59条)

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与(第60条―第61条の2)

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍(第62条―第71条)

第6節 表彰及び懲戒(第72条・第73条)

第7節 検定料，入学料及び授業料(第74条—第79条)

第3章 補則

第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生(第80条—第84条)

第2節 全学講義，公開講座及び市民開放授業(第85条—第86条の2)

第3節 養護教諭特別別科(第87条)

第4節 寄宿舍(第88条—第90条)

第5節 特別の課程(第91条)

第6節 規則等への委任(第92条)

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

(本学の目的)

第1条 新潟大学(以下「本学」という。)は，教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神にのっとり，有為な人材を育成して，人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学の教育又は研究，組織及び運営並びに施設及び設備(第3項及び次条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は，本学の教育研究等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に，次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部
 法学部
 経済科学部
 理学部
 医学部
 歯学部
 工学部
 農学部
 創生学部

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,180	535		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	280	70		
合計		9,319	2,210	5	87

3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部は、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 工学部及び農学部に、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校園)

第8条 本学に、附属学校園として、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、附属学校部長が別に定める。

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(全学共同教育研究組織)

第 11 条の 2 本学に、全学共同教育研究組織として、アジア連携研究センター、佐渡自然共生科学センター、日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2 佐渡自然共生科学センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 演習林
 - (2) 朱鷺・自然再生学研究施設
 - (3) 臨海実験所
- (機構)

第 12 条 本学に、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX 推進機構及び学術資料運営機構を置く。

2 教育基盤機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教学マネジメント部門
- (2) アドミッション部門
- (3) キャンパスライフ支援部門
- (4) 未来教育開発部門

3 教育基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 全学教職センター
- (2) 国際センター

4 大学院教育支援機構に、次に掲げる部門及び室を置く。

- (1) 大学院改革推進部門
- (2) PhD リクルート室

5 研究統括機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 研究マネジメント部門
- (2) 研究支援部門
- (3) 研究倫理・リスク管理部門

6 研究統括機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 共用設備基盤センター
- (2) 超域学術院
- (3) ELSI センター

7 社会連携推進機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域協働部門
- (2) 地域人材育成部門
- (3) 産学イノベーション推進部門

8 社会連携推進機構に、組織として、ベンチャリング・センターを置く。

9 DX 推進機構に、部門として、サイバーセキュリティ部門を置く。

10 DX 推進機構に，組織として，情報基盤センターを置く。

11 学術資料運営機構に，次に掲げる組織を置く。

- (1) 附属図書館
 - (2) 旭町学術資料展示館
- (本部)

第 13 条 本学に，経営戦略本部，危機管理本部，保健管理・環境安全本部及び未来ビジョン実現本部を置く。

2 経営戦略本部に，次に掲げる室を置く。

- (1) 学長室
- (2) 広報室
- (3) UA 室

3 経営戦略本部に，次に掲げる組織を置く。

- (1) 評価センター
- (2) ダイバーシティ推進センター

4 危機管理本部に，組織として，危機管理センターを置く。

5 保健管理・環境安全本部に，次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進センター

(附属学校部)

第 14 条 本学に，附属学校部を置く。

第 15 条及び第 16 条 削除

(事務局)

第 17 条 本学に，事務局を置く。

(組織等の設置)

第 18 条 本学に，第 4 条から前条までに定める組織等のほか，学長が定めるところにより，その他の組織を置くことができる。

第 4 節 職員，組織の長及び学長等の職務

(職員)

第 19 条 本学に，次に掲げる職員を置く。

- 学長
- 副学長
- 教授
- 准教授
- 講師
- 助教

助手
園長
校長
教頭
主幹教諭
指導教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
事務職員
技術職員
教務職員
その他必要な職員

(学部長)

第 20 条 学部に，それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第 21 条 医歯学総合病院に，病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第 22 条 学部附属の教育研究施設に，それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第 23 条 附属学校に，それぞれ長を置く。

(学系長等)

第 24 条 教育研究院の学系に，それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に，それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第 25 条 附置研究所に，それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に，それぞれ長を置く。

(全学共同教育研究組織の長)

第 25 条の 2 全学共同教育研究組織に，それぞれ長を置く。

(機構長等)

第 26 条 機構に，それぞれ機構長を置く。

2 第 12 条第 2 項から第 11 項までの規定により置くこととされる部門及び室並びに組織に，それぞれ長を置く。

(本部長等)

第 27 条 本部に，それぞれ本部長を置く。

2 第 13 条第 2 項から第 5 項までの規定により置くこととされる室及び組織に、それぞれ長を置く。

(附属学校部長)

第 28 条 附属学校部に、部長を置く。

第 29 条及び第 30 条 削除

(組織の長の任命等)

第 31 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則(以下「組織の長等に関する規則」という。)で定める。

(組織の長を補佐する者)

第 32 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第 33 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第 5 節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第 34 条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第 35 条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第 6 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 36 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 37 条 前条の学年を、次の 2 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に規定する各学期の授業期間は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 38 条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

- (3) 夏期休業(8月11日から9月30日まで)
 - (4) 冬期休業(12月27日から翌年1月6日まで)
 - (5) 春期休業(3月11日から3月31日まで)
- 2 必要がある場合は、各学部は、学長の承認を得て、休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、各学部は、学長の承認を得て、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部(保健学科に限る。)、歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。
 - (2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては、6年とする。
- 2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に進学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に 2 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは、本学の学部に入學することができる。

(入学の時期)

第 42 条 本学の学部の入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 学期の始めに入學させることができる。

(入学者の選抜等)

第 43 条 本学の学部に入學を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第 43 条の 2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入學を許可する。

第3節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第44条 本学は，本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設計し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては，本学は，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第45条 本学は，教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し，到達目標を明示した教育課程並びに汎用的能力及び課題解決能力を涵養する授業科目を中核とした，学生自らが到達目標を創造する教育課程(以下「主専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

2 本学は，前項のほか，学生が履修する主専攻プログラムに係る分野以外の特定分野又は特定課題(以下「副専攻」という。)に関する教育課程(以下「副専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては，授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に適切に配当するものとする。

4 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

5 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第4項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第47条 各年度における授業科目の開設計画は，各学部の教育課程に基づき，新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い，教育基盤機構が決定するものとする。

2 教育基盤機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第49条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育基盤機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目に

ついて修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第 89 条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 39 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第 1 項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第 61 条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

(副専攻の認定証書の授与)

第 61 条の 2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

第 5 節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(編入学)

第 62 条 本学の学部に編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、第 4 条第 2 項の表に第 2 年次編入学定員又は第 3 年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。

3 前 2 項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第 63 条 本学の学部を第 70 条の規定により退学した者又は第 71 条第 1 項第 4 号に該当し除籍された者で、同一の学部に再入学することを志願する者がある場合

は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。
- 3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部に転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

- 2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学の学部に転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。
- 3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

- 2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

- 2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して2年を超えることができないものとする。
- 3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

(復学)

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第 68 条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 69 条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限及び第 40 条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第 70 条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 40 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除(全額免除を除く。)又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

2 前項第 1 号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して 3 年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第 6 節 表彰及び懲戒

(表彰)

第 72 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第 73 条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第 7 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 74 条 本学の学部にて、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 75 条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 76 条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の 2 期に分け、それぞれ次の期において、年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

前期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第 77 条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第 68 条の規定に基づき転学し、若しくは第 70 条の規定に基づき退学し、又は第 73 条第 2 項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第 1 項に規定するその期の授業料を徴収する。

3 第 73 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 78 条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

(1) 出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合において検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となった場合別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料の額

(2) 学部の一般選抜及び欠員補充第 2 次募集の出願受付後において、出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判

明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額

(5) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で、教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、教育基盤機構教学マネジメント部門において科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第81条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、教育基盤機構が公示する授業科目の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、本学の学部又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくは教育基盤機構国際センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することがある。

(学部通則の適用)

第 83 条 本節に規定する科目等履修生，研究生及び特別聴講学生には，第 36 条から第 38 条まで，第 70 条から第 73 条及び第 78 条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生，研究生及び特別聴講学生に係る検定料，入学料及び授業料については，別に定める。

(外国人留学生)

第 84 条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学の学部に入學を志願する者があるときは，特別に選考の上，外国人留学生として入學を許可することがある。

第 2 節 全学講義，公開講座及び市民開放授業

(全学講義)

第 85 条 学生の総合的知見を高めるため，全学講義を開催する。

(公開講座)

第 86 条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため，公開講座を開設する。

(市民開放授業)

第 86 条の 2 教育・研究成果を広く地域社会に還元するため，授業科目を一般市民に開放することができる。

第 3 節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第 87 条 本学に，養護教諭特別別科を置く。

第 4 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 88 条 本学に，寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第 89 条 寄宿料は，本学が定める額とし，徴収方法については，別に定める。

2 納付した寄宿料は，還付しない。

(寄宿料の免除)

第 90 条 寄宿料は，別に定めるところにより，免除することがある。

第 5 節 特別の課程

(特別の課程)

第 91 条 本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第 6 節 規則等への委任

第 92 条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「学部等」という。)は、第 4 条及び第 7 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。
- 第 4 条第 2 項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 11 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820
医学部	医学科	767	740	713	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680
	計	1,447	1,420	1,393	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,165	2,170	2,175	2,180	2,180
農学部	農学科	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	265	270	275	280	280
合計		9,456	9,439	9,422	9,399	9,359

附 則(平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号)
この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 17 年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第 40 条及び第 66 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号)
この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

- 附 則(平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 教育人間科学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項の規定中人文学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号)

この学則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 63 条第 1 項並びに第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号)
この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号)
この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号)
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日学則第 3 号)
この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

- 附 則(令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の表に掲げる経済科学部の第 3 年次編入学定員については、この学則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、「10」とあるのは「0」とする。
 - 2 経済学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者並びに令和 2 年 4 月 1 日以後にこれらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入学した者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号)
この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号)
この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号)
この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号)
この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年3月17日学則第1号)
この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日学則第一号)
この学則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟大学学則（案）の変更事項

1. 趣旨

令和7年度の工学部工学科及び創生学部創生学修課程の入学定員の増加に関して、
所要の改正を行う。

2. 概要

工学部工学科及び創生学部創生学修課程の入学定員及び収容定員に関する規定を整備
する。

3. 施行日

令和7年4月1日

新潟大学学則新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 本学の目的(第1条)</p> <p>第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第2条・第3条)</p> <p>第3節 本学の組織(第4条―第18条)</p> <p>第4節 職員、組織の長及び学長等の職務(第19条―第33条)</p> <p>第5節 教育研究評議会及び教授会(第34条・第35条)</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日(第36条―第38条)</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限及び在学年限(第39条・第40条)</p> <p>第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第41条―第43条の2)</p> <p>第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等(第44条―第59条)</p> <p>第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与(第60条―第61条の2)</p> <p>第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍(第62条―第71条)</p> <p>第6節 表彰及び懲戒(第72条・第73条)</p> <p>第7節 検定料、入学料及び授業料(第74条―第79条)</p> <p>第3章 補則</p> <p>第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生(第80条―第84条)</p> <p>第2節 全学講義、公開講座及び市民開放授業(第85条―第86条の2)</p> <p>第3節 養護教諭特別別科(第87条)</p> <p>第4節 寄宿舎(第88条―第90条)</p> <p>第5節 特別の課程(第91条)</p> <p>第6節 規則等への委任(第92条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 本学の目的(第1条)</p> <p>第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第2条・第3条)</p> <p>第3節 本学の組織(第4条―第18条)</p> <p>第4節 職員、組織の長及び学長等の職務(第19条―第33条)</p> <p>第5節 教育研究評議会及び教授会(第34条・第35条)</p> <p>第6節 学年、学期及び休業日(第36条―第38条)</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限及び在学年限(第39条・第40条)</p> <p>第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第41条―第43条の2)</p> <p>第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等(第44条―第59条)</p> <p>第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与(第60条―第61条の2)</p> <p>第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍(第62条―第71条)</p> <p>第6節 表彰及び懲戒(第72条・第73条)</p> <p>第7節 検定料、入学料及び授業料(第74条―第79条)</p> <p>第3章 補則</p> <p>第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生(第80条―第84条)</p> <p>第2節 全学講義、公開講座及び市民開放授業(第85条―第86条の2)</p> <p>第3節 養護教諭特別別科(第87条)</p> <p>第4節 寄宿舎(第88条―第90条)</p> <p>第5節 特別の課程(第91条)</p> <p>第6節 規則等への委任(第92条)</p>

附則

第1章 総則

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 (略)

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	<u>2,180</u>	<u>535</u>		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	<u>280</u>	<u>70</u>		
合計		<u>9,319</u>	<u>2,210</u>	5	87

3 (略)

附則

1・2 (略)

附則

第1章 総則

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 (略)

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	<u>2,160</u>	<u>530</u>		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	<u>260</u>	<u>65</u>		
合計		<u>9,279</u>	<u>2,200</u>	5	87

3 (略)

附則

1・2 (略)

3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和11年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820
医学部	医学科	767	740	713	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680
	計	1,447	1,420	1,393	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,165	2,170	2,175	2,180	2,180
農学部	農学科	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	265	270	275	280	280
合計		9,456	9,439	9,422	9,399	9,359

(削る)

3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	794	767	740	713	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,474	1,447	1,420	1,393	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	260	260	260	260	260	260
合計		9,473	9,446	9,419	9,392	9,359	9,319

4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和6年度
人文学部	人文学科	人 210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170

<p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	経済科学部	総合経済学科	350
	理学部	理学科	200
	医学部	医学科	140
		保健学科	160
		計	300
	歯学部	歯学科	40
		口腔生命福祉学科	20
		計	60
	工学部	工学科	530
	農学部	農学科	175
	創生学部	創生学修課程	65
	合計		2,240

(改正理由)

令和7年度より、工学部の入学定員を5名、創生学部の入学定員を5名増員することに伴い、所要の改正を行う。

○新潟大学工学部規程

(平成 16 年 4 月 1 日工規程第 1 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日工規程第 1 号 平成 18 年 3 月 15 日工規程第 1 号
平成 19 年 3 月 6 日工規程第 1 号 平成 20 年 3 月 6 日工規程第 1 号
平成 21 年 3 月 18 日工規程第 1 号 平成 22 年 2 月 17 日工規程第 1 号
平成 23 年 3 月 6 日工規程第 1 号 平成 24 年 3 月 6 日工規程第 2 号
平成 25 年 3 月 1 日工規程第 1 号 平成 26 年 2 月 19 日工規程第 1 号
平成 26 年 3 月 19 日工規程第 2 号 平成 27 年 3 月 6 日工規程第 1 号
平成 28 年 3 月 15 日工規程第 1 号 平成 29 年 3 月 31 日工規程第 1 号
平成 29 年 6 月 21 日工規程第 6 号 平成 31 年 3 月 20 日工規程第 1 号
令和 3 年 2 月 17 日工規程第 1 号 令和 4 年 2 月 16 日工規程第 1 号
令和 5 年 2 月 15 日工規程第 1 号 令和 5 年 4 月 19 日工規程第 2 号
--年--月--日工規程第--号

➤ (趣旨)

第 1 条 新潟大学工学部(以下「本学部」という。)の教育課程の編成, 学生の履修方法, 卒業の要件等に関し必要な事項については, 新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

(本学部の教育研究の目的)

第 2 条 本学部は, 工学に関する教育研究を通じて基礎的な専門知識と教養を習得させ, 自然・社会に対する倫理的な判断能力, 基礎理論・技術を理解する能力, 課題を発見し解決する能力, コミュニケーション能力をもち, 社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(学科)

第 3 条 本学部には, 工学科を置く。

(分野及び学位プログラム)

第 4 条 工学科に, 次に掲げる分野及び学位プログラムを設ける。

分野	学位プログラム	目安人数
力学分野	機械システム工学プログラム	90
	社会基盤工学プログラム	37
情報電子分野	電子情報通信プログラム	76
	知能情報システムプログラム	81
化学材料分野	化学システム工学プログラム	76
	材料科学プログラム	51
建築分野	建築学プログラム	39

融合領域分野	人間支援感性科学プログラム	53
	協創経営プログラム	32

- 2 学生は、分野を決定の上、入学するものとする。
- 3 学生は、第1年次の学年の終わりまでに、第1項の学位プログラムのうちのいずれか一つを選択するものとするものとし、各学位プログラムに所属する学生の目安人数は、同項の表に掲げるとおりとする。
- 4 学生の所属する学位プログラムの決定方法は、別に定める。

(履修コース)

第5条 化学システム工学プログラムに、次に掲げる履修コースを設ける。

応用化学コース

化学工学コース

(スマート・ドミトリー・クラス)

第6条 第4条第1項に定める分野及び学位プログラムのほか、学生の研究能力を養成することを目的として、スマート・ドミトリー・クラスを設ける。

- 2 スマート・ドミトリー・クラスを選択できる学生は、工学部附属工学力教育センターにおいて選考の上、決定する。
- 3 スマート・ドミトリー・クラスを選択する学生は、分野及び学位プログラムの学修と合わせて、これに係る学修を行うものとする。

(教育課程)

第7条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目(以下「教養系科目」という。)及び専門教育に関する授業科目(以下「学部専門系科目」という。)により編成する。

- 2 学部専門系科目は、専門基礎科目群及び専門応用科目群に区分し、専門基礎科目群の授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目の3種類に分け、専門応用科目群の授業科目を、必修科目、選択必修科目、選択科目、特殊選択科目及び自由科目の5種類に分ける。

(履修方法)

第8条 学生は、別表第1の定めるところにより、教養系科目及び学部専門系科目の授業科目について、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 別表第1に規定する教養系科目の区分等及びその区分等に基づく授業科目は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則(平成16年規則第38号。以下「授業科目の区分等規則」という。)の定めるところによる。
- 3 外国人留学生等が、授業科目の区分等規則別表に規定する科目区分の留学生基本科目を履修し、その単位を修得した場合は、日本語にあつては4単位までを別表第1に規定する科目区分の初修外国語の修得単位として、日本事情にあつては

8 単位までをその授業内容により別表第 1 に規定する科目区分の自然系共通専門基礎又は人文社会・教育科学の修得単位として代えることができる。

- 4 本学部における工学科共通，各分野及び各学位プログラムの学部専門系科目並びにその単位数は，別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。
- 5 学部専門系科目の履修については，学生は，第 1 年次において，主として工学一般及び分野に係る基礎的な学修を行い，第 2 年次以降において，主として学位プログラムに係る学修を行うものとする。
- 6 その他履修方法，進級・卒業要件等に関し必要な事項は，別に定める。

(履修手続)

第 9 条 学生は，学期の始めに，その学期に履修しようとする授業科目を選択し，所定の期間内に当該授業の担当教員の承認を得なければならない。

- 2 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，別に定める。

(授業科目の評価及び修了の認定)

第 10 条 授業科目の評価及び修了の認定は，試験により行うことを原則として，出席状況，平素の学習状況及び学習報告を加味することができるものとし，担当教員が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず，特殊選択科目，卒業研修(建築学プログラムにあっては卒業研修又は基礎設計，人間支援感性科学プログラムにあっては卒業研修 I，卒業研修 II。以下同じ。)及び卒業研究(建築学プログラムにあっては卒業研究又は設計，人間支援感性科学プログラムにあっては卒業研究 I，卒業研究 I I。以下同じ。)については，出席状況及び学習報告等により，学生の所属する学位プログラム長が行う。

(試験)

第 11 条 前条第 1 項に定める試験は，毎学期末又は試験の対象となる授業科目が開講されるターム末に行う試験(以下「学期末等試験」という。)及び学期末等試験以外の時間に行う試験(以下「随時試験」という。)とする。

- 2 随時試験を行う科目又は学生に学習報告を提出させる学部専門系科目については，学期末等試験を行わないことがある。
- 3 実験及び実習(製図等)の授業科目については，原則として試験を行わない。
- 4 試験における不正行為により懲戒処分を受けた学生に対しては，不正行為を行った科目は不合格(0 点)とし，それ以外の当該学期の履修登録科目は，すべて履修取消とする。

(追試験)

第 12 条 やむを得ない事由のため、学期末等試験又は集中講義の最終回等に実施する試験を受けることができなかつた学生に対しては、本人の願い出により追試験を行うことができる。

2 追試験を願い出る学生は、受験できなかつた授業科目の試験実施の日から 4 日以内に、追試験願に、次に掲げる書類を添えて、担当教員の許可を得なければならない。

(1) 忌引の場合 事実を確認できる書類

(2) 病気の場合 医師の診断書もしくは医療機関を受診したことを証明できる書類

(3) 事故の場合 事実を証明できる書類

(4) その他(授業担当教員が妥当と認めた事由に限る。) 事実を証明できる書類

3 追試験の評価については、別に定める。

(再試験)

第 13 条 卒業年次の学生で、卒業年次の試験の結果、1 科目について不合格のため、卒業の要件を満たさない者については、本人の願い出により、再試験を認めることがある。ただし、外国人留学生等については、2 科目不合格であっても再試験を認めることがある。

2 再試験は 1 回限りとし、その成績評価は 60 点を上限とする。

(進級)

第 14 条 第 2 年次及び第 4 年次へ進級できる基準は、新潟大学工学部規程細則(平成 16 年工細則第 1 号)に定める。

2 進級の判定は、別に定める場合を除き、第 2 年次への進級においては第 1 年次、第 4 年次への進級においては第 3 年次のそれぞれ学年末に行う。

(教員の免許状)

第 15 条 本学部において、取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	教員の免許状の種類(免許教科)
工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)

(卒業)

第 16 条 卒業の要件は、本学部に通算 4 年以上在学して、かつ、第 8 条第 1 項に規定する単位を修得するものとする。

2 学則第 60 条第 3 項の規定に基づき、本学部の学生で本学部で 3 年以上在学したものが、卒業の要件単位(卒業研修、卒業研究、卒業研究 I 及び卒業研究 II

の単位については、選択必修科目又は選択科目の単位をもって代える。)を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

- 3 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学及び再入学)

第17条 学則第62条第1項及び第2項並びに第63条の規定による編入学又は再入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

(転部及び転入学)

第18条 学則第64条の規定による転部又は転入学を志願した者に対する選考については、別に定める。

- 2 前項の規定により転部又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については、教授会が行う。

(転分野及び転学位プログラム)

第19条 本学部の学生で、分野又は学位プログラムの変更を願い出た者に対する選考については、別に定める。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、第4条及び第12条の規定にかかわらず、なお新潟大学工学部規程(平成5年工規程第1号)の例による。ただし、第4条第4項別表第2の各学科の表に規定する授業科目中「単位互換協定に基づき修得した他大学開設科目」及び「特設講義」の単位は当該各学科の専門科目群の自由科目の単位として、機械システム工学科の表に規定する授業科目中「機械工学演習」の単位は機械システム工学科の専門科目群の選択科目の単位として、機能材料工学科の表に規定する授業科目中「技術者倫理」の単位は機能材料工学科の専門科目群の選択必修科目の単位として、それぞれ卒業に必要な単位とすることができる。

附 則(平成17年4月1日工規程第1号)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成 16 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、第 4 条第 4 項別表第 2 の各学科の表に規定する授業科目中「創造プロジェクト I」及び「創造プロジェクト II」の単位は当該各学科の専門科目群の選択科目の単位として、卒業に必要な単位とすることができる。

附 則(平成 18 年 3 月 15 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 6 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 6 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に機械システム工学科に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「マイクロマシン」及び「3DCAD 演習」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 24 年 3 月 6 日工規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「海外英語研修」及び「海外研修」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「創造プロジェクト基礎」, 「創造研究プロジェクト I」及び「創造研究プロジェクト II」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 26 年 2 月 19 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日工規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 機械システム工学科, 電気電子工学科, 情報工学科, 福祉人間工学科, 化学システム工学科, 建設学科及び機能材料工学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわ

らず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成 28 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際工学概論」「国際工学事情」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ A」「国際マーケット・グループワーク・インターンシップ B」「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ A」及び「国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ B」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 29 年 6 月 21 日工規程第 6 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学する学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち「国際研修」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち「電子情報通信概論」，「知能情報システム概論」，「物理工学 IV(熱・統計力学)」，「電気回路演習 I」，「電気回路演習 II」，「電磁気学演習 I」，「電磁気学演習 II」，「電気機器」，「電波・電気通信法規」，「発変電工学」，「高電圧工学」，「電気法規・施設管理」，「基礎無機化学」，「基礎有機化学」及び「物理数学」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(令和 3 年 2 月 17 日工規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち「加工学」，「電子情報通信実験Ⅳ」，「人工知能基礎」，「人間工学」，「触媒化学」，「建築環境工学Ⅰ」及び「建築環境制御学Ⅰ」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。

附 則(令和4年2月16日工規程第1号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に在学する学生は、改正後の別表第3に規定する授業科目のうち「計測工学」、「高分子化学A」、「高分子化学B」、「物理化学Ⅳ」、「電子情報通信設計製図」、「化学工学計算演習」、「反応工学演習」、「移動現象演習」、「応用化学演習Ⅰ」、「応用化学演習Ⅱ」、「応用化学演習Ⅲ」、「応用化学演習Ⅳ」、「応用化学演習Ⅴ」、「分離工学演習」、「材料科学PBL」、「電子情報通信実験Ⅰ」、「電子情報通信実験Ⅱ」、「電子情報通信実験Ⅲ」、「化学工学実験」、「製図基礎」、「機械材料」、「バイオメカニクス」、「ソフトウェア工学」、「情報数学」、「オペレーティングシステム」、「情報システムとセキュリティ」、「機械学習」、「ロボティクス・メカトロニクス」、「生体計測」、「データベース」、「設計製図Ⅰ」、「設計製図Ⅱ」、「設計製図Ⅲ」、「設計製図Ⅳ」、「機械工学演習」、「3D CAD演習」、「知能情報システム実験Ⅲ」、「知能情報システム実験Ⅳ」、「土木技術者倫理」、「河川工学(工)」、「海岸工学」、「地形学」、「土木計画学」、「交通工学」、「設計方法論」、「建築構造設計Ⅱ」、「近代建築史」、「建築施工」、「社会基盤プロジェクト・マネジメント」、「建築設計製図Ⅲ」、「建築設計製図Ⅳ」、「建築設計製図Ⅴ」、「建築設計製図Ⅵ」、「建築計画演習Ⅰ」、「建築計画演習Ⅱ」、「建築構造設計演習Ⅰ」、「建築構造設計演習Ⅱ」、「建築構造設計演習Ⅲ」、「建築構造設計演習Ⅳ」、「建築環境工学演習Ⅰ」、「建築環境工学演習Ⅱ」、「建築環境制御学演習Ⅰ」、「建築環境制御学演習Ⅱ」、「建築材料・構造実験Ⅰ」及び「建築材料・構造実験Ⅱ」を履修し、卒業に必要な単位として加えることができる。なお、これらの科目の入学年度の別表第3への適用にあたっては、それぞれの科目を開講する主専攻プログラムと同一名称の区分に含めるものとする。

附 則(令和5年2月15日工規程第1号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月19日工規程第2号)

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(一年一月一日工規程第一号)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生の主専攻プログラムの取扱い並びに履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

卒業に必要な修得単位数

区分等			単位数			備考		
科目区分	細区分	必修	選択必修	選択				
教養系科目	大学学習法	大学学習法	2		11	別表第2に規定する学部専門系科目を除く。		
	英語	英語 実践英語	2					
	初修外国語	グローバル理解 ドイツ語 フランス語 ロシア語 中国語 朝鮮語 スペイン語 イタリア語 外国語スペシヤル その他	2					
	健康・スポーツ	体育実技	1					体育実技において必修に算入される授業科目は、「健康スポーツ科学実習Ⅰ」に限る。 情報リテラシーにおいて必修に算入される授業科目は、「エンジニアのためのデータサイエンス入門」に限る。
		体育講義						
情報リテラシー	情報リテラシー	2	10					
	情報処理概論							
自然系共通専門基礎	数学・統計学 物理学 化学 生物学							

		地学				
	自然科学	理学 工学 農学				
	人文社 会・教育 科学	人文科学 教育人間 科学 法学 経済学	4	2		
	新潟大学 個性化科 目	地域入門 地域研究 自由主題				
	医歯学	医学 歯学				
	留学生基 本科目	日本語 日本事情				
	小計		13	12	11	
	合計		36			
学部専門系科目			82		新潟大学工学部規程細則(平成16年工細則第1号)で定める卒業に必要な科目区分等に応じた単位とする。	
教養系科目又は学部専門系科目			6			
合計			124			

別表第2(第8条関係)

学部専門系科目及び単位数

1 工学科共通

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門応用 科目群	必修科 目	総合工学概論	2	
		総合技術科学演習	2	
		技術者の心がまえ	2	
		知的財産概論	1	
		情報セキュリティ概論	1	
		国際工学概論	1	
	選択科 目	職業指導(工)	2	
		創造プロジェクト基礎	2	
		創造プロジェクトI	2	

		創造プロジェクト II	2	
		創造研究プロジェクト I	2	
		創造研究プロジェクト II	2	
		マーケット・インターンシップ	2	
		テクノロジー・インターンシップ	2	
		国際工学事情	1	
		国際工学特論	2	
		国際技術協力	1	
		国際マーケット・グループワーク・インターンシップ A	2	
		国際マーケット・グループワーク・インターンシップ B	3	
		国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ A	2	
		国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ B	3	
	特殊選択科目	リメディアル演習	1	
	自由科目	単位互換協定に基づき修得した他 大学開設科目 特設講義		当該科目について定め られている単位数

2 力学分野

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	数物演習	2
		物理工学実験	1
専門応用科目群	選択必修科目	機械工学概論	2
		社会基盤工学概論	2
		材料力学入門	2

3 機械システム工学プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理 A(ベクトル解析)	2
		応用数理 B(常微分方程式)	2
		複素・フーリエ解析	2
専門応用科目群	必修科目	材料力学 I	2
		流体力学 I	2
		工業力学	2
		機械工作実習 I	1
		機械工作実習 II	1

		機械工作実習 III	1
		熱工学 I	2
		機械力学 I	2
		製図基礎	2
		設計製図 I	1
		機械工学実験 I	1
		設計製図 II	1
		機械工学実験 II	1
		設計製図 III	1
		機械工学実験 III	1
		設計製図 IV	1
		機械工学実験 IV	1
		卒業研修	2
		卒業研究	6
	選択必修科目	機械設計 I	2
		加工学	2
		材料力学 II	2
		流体工学 II	2
		機械設計 II	2
		熱工学 II	2
		機械材料	2
		機械力学 II	2
		システム制御 I	2
		機械工学演習	2
		システム制御 II	2
		英文輪読 I	2
		英文輪読 II	2
	選択科目	エネルギー変換工学	2
		マイクロマシン	2
		機械音響工学	2
		バイオメカニクス	2
		伝熱工学	2
		ロボット工学	2
		ソフトウェア工学	2
		先端研究入門	2
		技術英会話	2
	特殊選択科目	工場実習	2
		工場見学	1
		特別講義	1

	海外英語研修	4	
	国際研修	1～4※	

4 社会基盤工学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	社会基盤応用数理及び演習 I	2	
		社会基盤応用数理及び演習 II	2	
		応用数理 E(確率・統計学)	2	
		社会基盤数理工学	2	
		動力学	2	
専門応用科目群	必修科目	応用力学 I	2	
		コンクリート工学 I	2	
		地盤工学 I	2	
		基礎水理学	2	
		社会基盤工学実験 I	2	
		社会基盤工学実験 II	2	
		社会基盤設計基礎	2	
		土木技術者倫理	2	
		技術英語 II	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
		選択必修科目	応用力学演習 I	2
	応用力学 II		2	
	応用力学演習 II		2	
	建設材料学		2	
	コンクリート工学 II		2	
	コンクリート構造工学		2	
	地盤工学 II		2	
	地盤工学 III		2	
	水理学及び演習 I		2	
	水理学及び演習 II		2	
	社会基盤製図		2	
	社会基盤プロジェクト・マネジメント		4	
	測量学(工)		2	
	測量学実習(工)		2	
	都市計画学 II		2	
	技術英語 I	2		
選択科目	河川工学(工)	2		

		海岸工学	2	
		地形学	2	
		土木計画学	2	
		交通工学	2	
	特殊選択科目	インターンシップ	2	
		現場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4	
			※	

5 情報電子分野

科目区分等	授業科目	単位数	備考	
専門応用科目群	選択必修科目	電子情報通信概論	1	
		知能情報システム概論	1	
		コンピュータ基礎	2	
		プログラミング基礎 I	2	
		プログラミング基礎 II	2	

6 電子情報通信プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考	
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理 B(常微分方程式)	2	
		応用数理 C(複素解析)	2	
		応用数理 E(確率・統計学)	2	
		電気数理 I(ベクトル解析)	2	
		電気数理 II(フーリエ解析)	2	
		物理工学 II(解析力学)	2	
		物理工学 III(量子物理学)	2	
	物理工学 IV(熱・統計力学)	2		
専門応用科目群	必修科目	電気回路 I	3	
		電磁気学 I	3	
		電子情報通信実験 I	2	
		電子情報通信実験 II	2	
		電子情報通信実験 III	2	
		電子情報通信実験 IV	2	
		電子情報通信設計製図	2	
		論文輪講	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	プログラミング BI	2	
	プログラミング BII	2		

		デジタル回路	2	
		電気回路 II	3	
		電気回路 III	2	
		電気計測	2	
		電子回路	2	
		電磁気学 II	3	
		デジタル信号処理	2	
		システム制御工学	2	
		技術英語	2	
		電子デバイス I	2	
		電子デバイス II	2	
		電子物性工学 I	2	
		電子物性工学 II	2	
		通信方式基礎	2	
		情報理論	2	
		画像情報工学	2	
		情報システムとセキュリティ	2	
		光量子電子工学	2	
		光応用工学	2	
		電気機器	2	
		送配電工学	2	
		パワーエレクトロニクス	2	
		発変電工学	2	
		高電圧工学	2	
	選択科目	ネットワーク工学	2	
		電波・電気通信法規	2	
		電気法規・施設管理	1	
	特殊選択科目	インターンシップ	2	
		施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

7 知能情報システムプログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考	
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理 E(確率・統計学)	2	
		電気数理 I(ベクトル解析)	2	
		応用数理 B(常微分方程式)	2	
		電磁気学	2	
		応用数理 C(複素解析)	2	

		電気数理 II(フーリエ解析)	2	
		物理工学 II(解析力学)	2	
		物理工学 III(量子物理学)	2	
		物理工学 IV(熱・統計力学)	2	
専門応用科目群	必修科目	プログラミング AI	2	
		プログラミング AII	2	
		情報システム基礎実習	1	
		知能情報システム実験 I	1	
		知能情報システム実験 II	1	
		知能情報システム実験 III	1	
		知能情報システム実験 IV	1	
		研究室体験実習	1	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
	選択必修科目	情報数学	2	
		データ構造とアルゴリズム	2	
		電気回路	2	
		離散数学	2	
		論理回路	2	
		コンピュータネットワーク	2	
		形式言語とオートマトン	2	
		オペレーティングシステム	2	
		コンピュータアーキテクチャ	2	
		人工知能基礎	2	
		機械学習	2	
		信号処理	2	
		情報理論	2	
		技術英語	2	
		情報システムとセキュリティ	2	
		データ工学	2	
	選択科目	数理論理学	2	
		ネットワーク工学	2	
		基礎電子回路	2	
		データベース	2	
		数値計算プログラミング	2	
		人間工学	2	
		ロボティクス・メカトロニクス	2	
		コンパイラ	2	
		制御工学	2	

		マルチメディアコンピューティング	2	
		生体計測	2	
		アシスティブ・テクノロジー	2	
		電子デバイス	2	
		プログラミング AIII	2	
		電波・電気通信法規	2	
	特殊選択科目	インターンシップ	2	
		施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

8 化学材料分野

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	基礎無機化学	2
		基礎有機化学	2
		化学工学基礎	2

9 化学システム工学プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	高分子化学概論	2
		基礎物理化学	2
		化学システム応用数理	2
		応用数理 B(常微分方程式)	2
		基礎物理工学	2
専門応用科目群	必修科目	技術文献リサーチ A	1
		技術文献リサーチ B	1
		技術文献リサーチ C	1
		技術文献リサーチ D	1
		卒業研修	2
		卒業研究	6
		選択必修科目	有機化学(工)
	反応工学 I		2
	拡散操作 I		2
	分析化学(工)		2
	無機化学		2
	無機化学実験(工)		2
	分析化学実験(工)		2
	拡散操作 II	2	

	化学工学計算演習	1
	反応工学演習	1
	物理化学 I	2
	移動論基礎	2
	物理化学実験(工)	2
	有機化学実験(工)	2
	プロセス伝熱工学	2
	移動現象演習	1
	化学実験 1	1
	計測化学 I	2
	高分子化学 A	2
	反応速度論	2
	高分子化学実験	2
	化学技術英語	2
	反応工学 II	2
	粉体工学	2
	化学実験 2	1
	設計製図	1
	計測化学 II	2
	有機反応化学	2
	化学工学実験	4
	物理化学 II	2
	高分子化学 B	2
	無機工業化学	2
	応用化学演習 I	1
	応用化学演習 II	1
	応用化学演習 III	1
	分離工学演習	1
	プロセス制御	2
	有機合成化学	2
	応用化学演習 IV	1
	応用化学演習 V	1
	機械的分離工学	2
	化学工学英語	1
選択科目	無機合成化学	2
	分子設計化学	2
	反応工学 III	2
	拡散操作 III	2
	物理化学 III	2

		反応装置工学	2	
		工程解析	2	
	特殊選択科目	工場見学	1	
		工場実習	2	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

10 材料科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考
専門基礎科目群	選択必修科目	応用数理 A(ベクトル解析)	2	
		応用数理 E(確率・統計学)	2	
		物理数学	2	
		基礎電磁気学	2	
		基礎解析力学	2	
		基礎量子力学(工)	2	
		基礎統計物理	2	
		基礎材料物理化学	2	
		基礎材料組織学	2	
専門応用科目群	必修科目	材料科学実験 I	2	
		材料科学実験 II	2	
		材料科学 PBL	2	
		卒業研修	2	
		卒業研究	6	
		選択必修科目	受動電気回路素子論	2
		応用電磁気学	2	
		応用量子力学	2	
		応用統計物理	2	
		物質構造論	2	
		磁性・超伝導	2	
		半導体物性・デバイス	2	
		材料分析化学	2	
		電気化学	2	
		光化学	2	
		触媒化学	2	
		高分子科学	2	
		高分子材料化学	2	
		機能性高分子材料	2	
		工業生化学	2	
		生体分子工学	2	

		生物材料工学	2	
		材料評価学	2	
		計測工学	2	
		技術英語	4	
		論文輪講	4	
	選択科目	インターンシップ	2	
	特殊選択科目	工場見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

11 建築分野

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	選択必修科目	建築学概論	2
		建築図学 I	1
		建築図学 II	1

12 建築学プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	必修科目	卒業研修又は基礎設計	2
		卒業研究又は設計	6
	選択必修科目	建築製図基礎 I	1
		建築製図基礎 II	1
		建築設計製図 I	2
		建築設計製図 II	2
		建築設計製図 III	2
		建築設計製図 IV	2
		建築設計製図 V	2
		建築計画学 I	2
		設計方法論	2
		建築構造解析学・演習 I	2
		建築構造解析学・演習 II	2
		建築構造解析学・演習 III	2
		建築構造設計 I	2
		建築構造設計 II	2
		建築構造設計演習 I	1
		建築構造設計演習 II	1
		建築材料・構造実験 I	2
		建築材料・構造実験 II	2

		建築材料	2	
		建築環境工学 I	2	
		建築環境工学 II	2	
		建築環境工学演習 I	1	
		建築環境工学演習 II	1	
		建築環境制御学演習 I	1	
		建築環境制御学演習 II	1	
		都市計画学 I	2	
		都市計画学 II	2	
		都市デザイン論	2	
		都市計画・デザイン演習	2	
	選択科目	建築設計製図 VI	2	
		建築計画学 II	2	
		日本建築史	2	
		近代建築史	2	
		建築構造解析学・演習 IV	2	
		建築構造設計演習 III	1	
		建築構造設計演習 IV	1	
		建築施工	2	
		建築法規	2	
		建築環境制御学 I	2	
		建築環境制御学 II	2	
		建築計画演習 I	1	
		建築計画演習 II	1	
	特殊選択科目	施設見学	1	
		特別講義	1	
		海外英語研修	4	
		国際研修	1~4※	

13 融合領域分野

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門応用科目群	選択必修科目		
	人間支援感性科学概論	2	
	協創経営概論	2	
	ビジネス統計学	2	
	アントレプレナーシップ	2	
	コンピュータ基礎	2	
	プログラミング基礎 I	2	
	プログラミング基礎 II	2	

14 人間支援感性科学プログラム

科目区分等		授業科目	単位数	備考	
専門基礎科目群	選択必修科目	電気回路	2		
		応用数理 E(確率・統計学)	2		
		電気数理 II(フーリエ解析)	2		
		音楽工学入門	2		
		コミュニケーションツールとしての視覚造形	2		
		健康スポーツシステム論	2		
		専門応用科目群	必修科目	実践プログラミング I	2
実践プログラミング II	2				
人間支援感性科学実験 I	1				
人間支援感性科学実験 II	1				
人間支援感性科学実験 III	1				
人間支援感性科学実験 IV	1				
卒業研修 I	2				
卒業研修 II	2				
卒業研究 I	2				
卒業研究 II	6				
論文輪講	2				
	選択必修科目	デザイン基礎		2	
		フィジカルコンディショニング		2	
		ラケットスポーツ		2	
		人間工学		2	
		社会福祉論		2	
		表現素材演習 I		2	
		音創造演習 I		2	
		フィジカルコンピューティング		2	
		空間造形演習		2	
		パフォーマンスコミュニケーション	2		
		コンピュータネットワーク	2		
		アウトドアサイエンス	2		
		スポーツ生理学	2		
		福祉情報工学	2		
	表現素材演習 II	2			
	電子回路	2			
	生体計測	2			
	実践物理学演習	2			
	実験計画法	2			

	表現素材演習 III	2	
	音創造演習 II	2	
	デジタルサイネージ	2	
	機能生理学	2	
	表現素材演習 IV	2	
	生体医工学	2	
	ウィンタースポーツサイエンス	2	
	論理回路	2	
	芸術プロジェクト概論	2	
	データベース	2	
	人工知能基礎	2	
	数値計算プログラミング	2	
	看護工学	2	
	スポーツバイオメカニクス	2	
	音楽応用演習	2	
	制御工学	2	
	発育発達論	2	
	技術英語	2	
	芸術プロジェクト表現実習 I	1	
	データ工学	2	
	アシティブ・テクノロジー	2	
	診断支援工学	2	
	マルチメディアコンピューティング	2	
	フィールドスポーツ	2	
	スポーツ心理学	2	
	芸術プロジェクト表現実習 II	1	
	生体信号処理	2	
	ゴルフサイエンス	2	
	特殊選択科目		
	インターンシップ	2	
	施設見学	1	
	特別講義	1	
	海外英語研修	4	
	国際研修	1~4	
		※	

15 協創経営プログラム

科目区分等	授業科目	単位数	備考
専門基礎	必修 産業・地域実習基礎	1	

科目群		産業・地域実習	1～5		
		応用数理A (ベクトル解析)	2		
		電気数理I (ベクトル解析)	2		
		応用数理B (常微分方程式)	2		
		化学システム応用数理	2		
		応用数理C (複素解析)	2		
		応用数理E (確率・統計学)	2		
		電気数理II (フーリエ解析)	2		
		物理数学	2		
		複素・フーリエ解析	2		
		社会基盤応用数理及び演習I	2		
		社会基盤応用数理及び演習II	2		
		社会基盤数理工学	2		
		数物演習	2		
		物理工学II (解析力学)	2		
	選択 必修 科目		基礎解析力学		2
			動力学		2
			電磁気学		2
			基礎電磁気学		2
			基礎物理工学		2
			物理工学III (量子物理学)		2
			基礎量子力学 (工)		2
			物理工学IV (熱・統計力学)		2
			基礎統計物理		2
			電気回路		2
			物理工学実験		1
			基礎無機化学		2
		基礎有機化学	2		
		化学工学基礎	2		
		高分子化学概論	2		
		基礎物理化学	2		
		基礎材料物理化学	2		
	基礎材料組織学	2			
専門 応用 科目 群	必修 科目	経営管理入門	2		
		課題解決プロジェクトI	2		
		課題解決プロジェクトII	2		
		卒業研修	2		
	卒業研究	6			
		技術英語	2		

選択必修科目	科学技術表現法	2	
	組織マネジメント基礎	2	
	マーケティング基礎	2	
選択必修科目	生産・品質管理基礎	2	
	企業会計基礎	2	
	社会システム工学演習	6	
選択必修科目	課題発見プロジェクト	2	
	別表第3に定める先端融合材料パッケージ，先進未来システムパッケージ，次世代社会文化環境システムデザインパッケージ，エネルギー・環境パッケージにおいて開設する授業科目		
	別表第3に定める先端融合材料パッケージ，先進未来システムパッケージ，次世代社会文化環境システムデザインパッケージ，エネルギー・環境パッケージにおいて指定する実習・演習・実験系科目		
特殊選択科目	工場実習	2	※研修プログラムにより別に定める。
	工場見学	1	
	特別講義	1	
	海外英語研修	4	
	国際研修	1～4※	

別表第3(第8条関係)

協創経営プログラム各パッケージの選択必修科目

パッケージ名	授業科目	単位数
先端融合材料パッケージ	電子情報通信概論	1
	電磁気学Ⅰ	3
	電磁気学Ⅱ	3
	応用電磁気学	2
	応用量子力学	2
	応用統計物理	2
	電気回路Ⅰ	3
	電気回路Ⅱ	3
	電気回路Ⅲ	2
	電気回路(知能情報システムプログラム開講)	2
	受動電気回路素子論	2

	電子回路	2
	基礎電子回路	2
	電気計測	2
	計測工学	2
	電子デバイスⅠ	2
	電子デバイスⅡ	2
	電子デバイス	2
	電子物性工学Ⅰ	2
	電子物性工学Ⅱ	2
	半導体物性・デバイス	2
	材料力学入門	2
	材料力学Ⅰ	2
	材料力学Ⅱ	2
	材料評価学	2
	物質構造論	2
	電気化学	2
	磁性・超伝導	2
	光量子電子工学	2
	光応用工学	2
	光化学	2
	電気機器	2
	パワーエレクトロニクス	2
	無機化学	2
	有機化学（工）	2
	有機反応化学	2
	有機合成化学	2
	高分子化学A	2
	高分子化学B	2
	高分子科学	2
	高分子材料化学	2
	機能性高分子材料	2
	分子設計化学	2
	物理化学Ⅰ	2
	物理化学Ⅱ	2
	物理化学Ⅲ	2
	分析化学（工）	2
	材料分析化学	2
	計測化学Ⅰ	2
	計測化学Ⅱ	2

	反応工学Ⅰ	2
	反応工学Ⅱ	2
	反応工学Ⅲ	2
	反応速度論	2
	反応装置工学	2
	触媒化学	2
	拡散操作Ⅰ	2
	拡散操作Ⅱ	2
	拡散操作Ⅲ	2
	移動論基礎	2
	プロセス伝熱工学	2
	プロセス制御	2
	粉体工学	2
	無機工業化学	2
	無機合成化学	2
	機械的分離工学	2
	工業生化学	2
	生体分子工学	2
	生物材料工学	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	電子情報通信設計製図	2
	化学工学計算演習	1
	反応工学演習	1
	移動現象演習	1
	設計製図	1
	応用化学演習Ⅰ	1
	応用化学演習Ⅱ	1
	応用化学演習Ⅲ	1
	応用化学演習Ⅳ	1
	応用化学演習Ⅴ	1
	分離工学演習	1
	材料科学 PBL	2
	電子情報通信実験Ⅰ	2
	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
	化学実験 1	1
	化学実験 2	1

	無機化学実験 (工)	2
	有機化学実験 (工)	2
	高分子化学実験	2
	物理化学実験 (工)	2
	分析化学実験 (工)	2
	化学工学実験	4
	材料科学実験 I	2
	材料科学実験 II	2
先進未来システムパッケージ	機械工学概論	2
	電子情報通信概論	1
	知能情報システム概論	1
	材料力学入門	2
	材料力学 I	2
	材料力学 II	2
	流体工学 I	2
	流体工学 II	2
	工業力学	2
	熱工学 I	2
	熱工学 II	2
	機械力学 I	2
	機械力学 II	2
	製図基礎	2
	機械設計 I	2
	機械設計 II	2
	加工学	2
	機械材料	2
	システム制御 I	2
	システム制御 II	2
	システム制御工学	2
	制御工学	2
	エネルギー変換工学	2
	マイクロマシン	2
	バイオメカニクス	2
	伝熱工学	2
	機械音響工学	2
	ロボット工学	2
ソフトウェア工学	2	
プログラミング A I	2	
プログラミング A II	2	

	プログラミング A III	2
	プログラミング B I	2
	プログラミング B II	2
	電磁気学 I	3
	電磁気学 II	3
	応用電磁気学	2
	電気回路 I	3
	電気回路 II	3
	電気回路 III	2
	電気回路 (知能情報システムプログラム開講)	2
	受動電気回路素子論	2
	電子回路	2
	基礎電子回路	2
	デジタル回路	2
	デジタル信号処理	2
	電気計測	2
	計測工学	2
	通信方式基礎	2
	画像情報工学	2
	電気機器	2
	パワーエレクトロニクス	2
	送配電工学	2
	発電電工学	2
	高電圧工学	2
	ネットワーク工学	2
	電波・電気通信法規	2
	電気法規・施設管理	1
	情報数学	2
	データ構造とアルゴリズム	2
	離散数学	2
	人工知能基礎	2
	論理回路	2
	コンピュータネットワーク	2
	形式言語とオートマトン	2
	オペレーティングシステム	2
	コンピュータアーキテクチャ	2
	信号処理	2
	情報理論	2

	データ工学	2
	情報システムとセキュリティ	2
	機械学習	2
	数理論理学	2
	数値計算プログラミング	2
	ロボティクス・メカトロニクス	2
	コンパイラ	2
	マルチメディアコンピューティング	2
	生体計測	2
	アシスティブ・テクノロジー	2
	データベース	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	設計製図Ⅰ	1
	設計製図Ⅱ	1
	設計製図Ⅲ	1
	設計製図Ⅳ	1
	機械工学演習	2
	電子情報通信設計製図	2
	機械工学実験Ⅰ	1
	機械工学実験Ⅱ	1
	機械工学実験Ⅲ	1
	機械工学実験Ⅳ	1
	電子情報通信実験Ⅰ	2
	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
	知能情報システム実験Ⅰ	1
	知能情報システム実験Ⅱ	1
	知能情報システム実験Ⅲ	1
	知能情報システム実験Ⅳ	1
次世代社会文化環境システムデザインパッケージ	社会基盤工学概論	2
	建築学概論	2
	材料力学入門	2
	応用力学Ⅰ	2
	応用力学Ⅱ	2
	コンクリート工学Ⅰ	2
	コンクリート工学Ⅱ	2
コンクリート構造工学	2	

	地盤工学Ⅰ	2
	地盤工学Ⅱ	2
	地盤工学Ⅲ	2
	基礎水理学	2
	土木技術者倫理	2
	建設材料学	2
	測量学（工）	2
	河川工学（工）	2
	海岸工学	2
	地形学	2
	土木計画学	2
	交通工学	2
	建築計画学Ⅰ	2
	建築計画学Ⅱ	2
	設計方法論	2
	建築構造設計Ⅰ	2
	建築構造設計Ⅱ	2
	建築材料	2
	建築環境工学Ⅰ	2
	建築環境工学Ⅱ	2
	都市計画学Ⅰ	2
	都市計画学Ⅱ	2
	都市デザイン論	2
	日本建築史	2
	近代建築史	2
	建築施工	2
	建築法規	2
	建築環境制御学Ⅰ	2
	建築環境制御学Ⅱ	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	社会基盤設計基礎	2
	応用力学演習Ⅰ	2
	応用力学演習Ⅱ	2
	水理学及び演習Ⅰ	2
	水理学及び演習Ⅱ	2
	社会基盤製図	2

	社会基盤プロジェクト・マネージメント	4
	測量学実習（工）	2
	建築図学Ⅰ	1
	建築図学Ⅱ	1
	建築製図基礎Ⅰ	1
	建築製図基礎Ⅱ	1
	建築設計製図Ⅰ	2
	建築設計製図Ⅱ	2
	建築設計製図Ⅲ	2
	建築設計製図Ⅳ	2
	建築設計製図Ⅴ	2
	建築設計製図Ⅵ	2
	建築計画演習Ⅰ	1
	建築計画演習Ⅱ	1
	建築構造解析学・演習Ⅰ	2
	建築構造解析学・演習Ⅱ	2
	建築構造解析学・演習Ⅲ	2
	建築構造解析学・演習Ⅳ	2
	建築構造設計演習Ⅰ	1
	建築構造設計演習Ⅱ	1
	建築構造設計演習Ⅲ	1
	建築構造設計演習Ⅳ	1
	建築環境工学演習Ⅰ	1
	建築環境工学演習Ⅱ	1
	建築環境制御学演習Ⅰ	1
	建築環境制御学演習Ⅱ	1
	都市計画・デザイン演習	2
	社会基盤工学実験Ⅰ	2
	社会基盤工学実験Ⅱ	2
	建築材料・構造実験Ⅰ	2
	建築材料・構造実験Ⅱ	2
エネルギー・環境パッケージ	電子情報通信概論	1
	電磁気学Ⅰ	3
	電磁気学Ⅱ	3
	応用電磁気学	2
	電気回路Ⅰ	3
	電気回路Ⅱ	3
	電気回路Ⅲ	2

	電気回路（知能情報システムプログラム開講）	2
	受動電気回路素子論	2
	電子回路	2
	基礎電子回路	2
	電子デバイスⅠ	2
	電子デバイスⅡ	2
	電子デバイス	2
	電子物性工学Ⅰ	2
	電子物性工学Ⅱ	2
	半導体物性・デバイス	2
	電気化学	2
	磁性・超伝導	2
	パワーエレクトロニクス	2
	物理化学Ⅰ	2
	物理化学Ⅱ	2
	物理化学Ⅲ	2
	エネルギー変換工学	2
	伝熱工学	2
	電気機器	2
	送配電工学	2
	発電電工学	2
	高電圧工学	2
	建築環境工学Ⅰ	2
	建築環境工学Ⅱ	2
	建築環境制御学Ⅰ	2
	建築環境制御学Ⅱ	2
	【パッケージ指定の実習・演習・実験系科目】	
	建築環境工学演習Ⅰ	1
	建築環境工学演習Ⅱ	1
	建築環境制御学演習Ⅰ	1
	建築環境制御学演習Ⅱ	1
	電子情報通信実験Ⅰ	2
	電子情報通信実験Ⅱ	2
	電子情報通信実験Ⅲ	2
	電子情報通信実験Ⅳ	2
	材料科学実験Ⅰ	2
	材料科学実験Ⅱ	2

	化学実験 1	1
	化学実験 2	1
	分析化学実験 (工)	2

(注) プログラム配属時に選択したパッケージ以外の科目を修得した場合、応用専門科目群のC単位として扱う。

新潟大学工学部規程（案）の変更事項

1. 趣旨

令和7年度より、工学部工学科の学位プログラムの配属人数を定めるため所要の改正を行う。

2. 概要

学位プログラムに2年次から配属する人数を定めるため、規程を整備する。

3. 施行日

令和7年4月1日

新潟大学工学部規程新旧対照表

新			旧		
(分野及び学位プログラム) 第4条 工学科に、次に掲げる分野及び学位プログラムを設ける。			(分野及び学位プログラム) 第4条 工学科に、次に掲げる分野及び学位プログラムを設ける。		
分野	学位プログラム	目安人数	分野	学位プログラム	
力学分野	機械システム工学プログラム	90	力学分野	機械システム工学プログラム	
	社会基盤工学プログラム	37		社会基盤工学プログラム	
情報電子分野	電子情報通信プログラム	76	情報電子分野	電子情報通信プログラム	
	知能情報システムプログラム	81		知能情報システムプログラム	
化学材料分野	化学システム工学プログラム	76	化学材料分野	化学システム工学プログラム	
	材料科学プログラム	51		材料科学プログラム	
建築分野	建築学プログラム	39	建築分野	建築学プログラム	
融合領域分野	人間支援感性科学プログラム	53	融合領域分野	人間支援感性科学プログラム	
	協創経営プログラム	32		協創経営プログラム	
2 (略)			2 (略)		
3	学生は、第1年次の学年の終わりまでに、第1項の学位プログラムの中のいずれか一つを選択するものとし、 <u>各学位プログラムに所属する学生の目安人数は、同項の表に掲げるとおりとする。</u>		3	学生は、第1年次の学年の終わりまでに、第1項の学位プログラムの中のいずれか一つを選択するものと <u>する。</u>	
4 (略)			4 (略)		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>					

(改正理由)

学位プログラムの配属目安人数を定めるため所要の改正を行う。

○新潟大学創生学部規程

(平成 29 年 4 月 1 日創生規程第 1 号)

改正 令和 2 年 1 月 28 日創生規程第 1 号 令和 3 年 3 月 11 日創生規程第 1 号
令和 4 年 3 月 6 日創生規程第 1 号 令和 4 年 9 月 27 日創生規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 新潟大学創生学部(以下「本学部」という。)の教育課程の編成, 学生の履修方法, 卒業の要件等に関し必要な事項は, 新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

(本学部の教育研究の目的)

第 2 条 本学部は, 社会における多様な課題に関する研究を基盤として, 論理的思考と科学的根拠に基づいた課題解決能力を身につけ, 生涯学び続ける姿勢を持ち, 他者と協働して複雑化する社会を生き抜く人材を養成することを目的とする。

(課程)

第 3 条 本学部は, 次の表に掲げる課程及びコースを置き, 各コースの定員は同表に掲げるとおりとする。

課程	コース	定員
創生学修課程	創生学修コース	50 人
	D X 共創コース	20

(教育課程)

第 4 条 本学部の教育課程は, 新潟大学における授業科目の区分等に関する規則(平成 16 年規則第 38 号。以下「授業科目の区分等規則」という。)に基づき, 教育基盤機構が公示する授業科目をもって編成する。

2 本学部の授業科目の区分は, 次のとおりとする。

- 導入・転換教育科目
- 基礎科目
- リテラシーコア・課題解決実践科目
- 学修成果総括科目
- 領域学修科目
- 自由科目

(授業科目及び単位数)

第 5 条 授業科目及び単位数は, 別表第 1 のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、第14条に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

2 学生は、本学部の履修指導に基づき適切な履修計画を作成し、各学年において計画的に授業科目を履修するように努めなければならない。

(履修手続)

第7条 学生は、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、学期ごとに定める所定の期間内に履修手続を行い、当該授業担当教員から履修の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第8条 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

(進級)

第9条 第3年次に在籍する学生で第4年次へ進級できる者は、本学部に通算3年以上在学し、別表第2に定める単位数を修得した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が教育上必要と認めたときは、進級させることができる。

(授業科目の修了の認定及び評価)

第10条 授業科目の修了の認定及び評価は、授業科目の区分等規則の定めるところによる。

2 授業科目の修了の認定は、試験により行うことを原則とし、出席状況、平常の学習状況その他を加味することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実験、実習及び実技に係る授業科目については、平常の学習状況の評価をもって試験に代えることができる。

(試験)

第11条 前条第2項に規定する試験は、学期末又は試験の対象となる授業科目が開講されるターム末(以下「学期末等」という。)に行うものとする。ただし、不定期に開設する授業科目及び特別の事情により学期末等に試験を行うことができない授業科目については、この限りでない。

2 試験における不正行為により懲戒処分を受けた学生に対しては、不正行為を行った科目は不合格(0点)とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。

(追試験)

第12条 病気その他やむを得ない事由のため、試験を受けることができなかった学生に対しては、本人の願い出により、追試験を行うことができる。

2 追試験を願い出る学生は、受験できなかった授業科目の試験実施の日から4日以内に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書を添えて、学部長の許可を受けなければならない。

(再試験)

第13条 1科目不合格のため、次条第2号に規定する卒業の要件を満たさない学生については、本人の願い出により、再試験を行うことができる。ただし、外国人留学生等については、2科目不合格の場合であっても再試験を行うことができる。

2 再試験は1回限りとし、その成績評価は60点を上限とする。

(卒業の要件)

第14条 本学部を卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 本学部に通算4年以上在学すること。

(2) 次の表に掲げる科目区分により授業科目を履修し、その単位を修得すること。

科目区分		単位数		摘要
		創生学修コース	D X 共創コース	
導入・転換教育科目		14	14	
基礎科目	英語	2	2	
	初修外国語	2	2	
	デジタルスキルリテラシー	2	2	
	データサイエンス概説	2	2	
リテラシーコア・課題解決実践科目	スキル習得中心の科目	4	4	創生学修コースは「データサイエンス」又は「P. A. C. E. 」から、D X 共創コースは「データサイエンス」から、それぞれ選択して修得する。
	課題解決学習(PBL)中心の科目	24	24	
学修成果総括科目		2	2	
領域学修科目	領域基礎科目	20	26	
	領域科目	20	20	必要単位数を超えて修得した領域基礎科目を含む。

	領域学修に関わる必修科目	6	—	
自由科目		28	28	英語，初修外国語，健康・スポーツ，情報リテラシー，新潟大学個性化科目，留学生基本科目，大学学習法，自然系共通専門基礎，自然科学，人文社会・教育科学，医歯学，データサイエンス概説演習及び所定の単位を超えて修得したリテラシーコア・課題解決実践科目，領域学修科目から修得する。
合計		126	126	

(卒業の認定)

第 15 条 前条に規定する要件を満たした学生については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

(編入学及び再入学)

第 16 条 学則第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条の規定による編入学又は再入学を志願した者に対する選考については，別に定める。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の認定については，教授会が行う。

(転部及び転入学)

第 17 条 学則第 64 条の規定による転部又は転入学を志願した者に対する選考については，別に定める。

2 前項の規定により転部又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算の認定については，教授会が行う。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，教授会が別に定める。

附 則

この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 28 日創生規程第 1 号)

1 この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和元年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については，なお従前の例による。ただし，施行の日に現に創生学部 に在学する学生は，改正後の別表第 1 に規定する授業科目のうち「P. A. C. E. (Research Writing)」及び「P. A. C. E. (Academic Communication Skills)」を履修し，卒業要件単位とすることができる。

附 則(令和3年3月11日創生規程第1号)

- 1 この規程は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生の履修方法，進級基準及び卒業要件については，なお従前の例による。

附 則(令和4年3月6日創生規程第1号)

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については，なお従前の例による。

附 則(令和4年9月27日創生規程第2号)

この規程は，令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の履修方法，進級基準及び卒業要件については，なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目名	単位数	必修・選択の別
導入・転換教育科目		創生課題解決リテラシー	2	創生学修コース必修
		D X 課題解決リテラシー	2	D X 共創コース必修
		スタディスキルズ	2	必修
		フィールドスタディーズ	6	創生学修コース必修
		D X スタディーズ	6	D X 共創コース必修
		アソシエーションゼミ I	2	必修
	アソシエーションゼミ II	2	必修	
基礎科目	英語	具体的な授業科目名及び単位数は、授業科目の区分等規則に基づき、教育基盤機構が公示する授業科目開設一覧の定めるところによる。		2 単位 必修
	初修外国語			2 単位 必修
		デジタルスキルリテラシー データサイエンス概説	2 2	必修
リテラシーコア・課題解決実践科目	スキル習得中心の科目	データサイエンス実践 A	2	選択必修(4 単位以上) 創生学修コースは「データサイエンス」又は「P. A. C. E. 」から選択する。(P. A. C. E. を選択する場合は、0.5 単位科目を必修とする。) D X 共創コースは「データサイエンス」から選択する。
		データサイエンス実践 B	2	
		データサイエンス実践 C	2	
		P. A. C. E. (Academic Listening & Speaking)	0.5	
		P. A. C. E. (Academic Reading I)	0.5	
		P. A. C. E. (Academic Writing I)	0.5	
		P. A. C. E. (Oral Communication)	0.5	
		P. A. C. E. (Academic Writing II)	0.5	
		P. A. C. E. (Academic Reading II)	0.5	
		P. A. C. E. (Research Writing)	1	
	P. A. C. E. (Academic Communication Skills)	1		
	P. A. C. E. (Presentation Skills)	1		
	課題解決学習(PBL)	アソシエーションゼミ III	2	必修
		アソシエーションゼミ IV	2	
プロジェクトゼミ I		2		
プロジェクトゼミ II		2		

	中心の 科目	ソリューションラボ I	4		
		ソリューションラボ II	4		
		(全学リテラシー応用) 人文社会・教育科学科目群	4	創生学修コース選択 必修	
		自然科学科目群	4		
		データ利活用実践 IoT&データ計測基礎 A I ・統計科学実践 I A I ・統計科学実践 II	2 2 2 2	D X 共創コース必修	
学修成果総括科目	創生学修総括		2	創生学修コース必修	
	D X 共創総括		2	D X 共創コース必修	
領域学修科 目	領域基 礎科目	具体的な授業科目名及び単位数は、 各年度に別途提示する領域学修科目 パッケージ案内の定めるところによ る。		必修 創生学修コース 40 単位 D X 共創コース 46 単位	
	領域科 目				
	領域学 修に関 わる必 修科目	領域学 修入門		2	創生学修コース必修
		領域概説 A(経済科学)		2	創生学修コース選択 必修(4 単位以上) 各学部担当の科目 は、当該学部指定の 1 年次向け科目と読 み替え可能とする。
		領域概説 B(理学)		2	
		領域概説 C(人文学)		2	
		領域概説 D(法学)		2	
領域概説 E(工学)		2			
領域概説 F(農学)		2			
自由科目	データサイエンス概説演習		1	選択	

別表第2(第9条関係)

第3年次から第4年次への進級基準

科目区分		単位数
導入・転換教育科目		14
基礎科目	英語	2
	デジタルスキルリテラシー	2
	データサイエンス概説	2
領域学修科目	領域基礎科目	26
	領域科目	創生学修コースは領域学修に関わる必修科目6単位を含む。
	領域学修に関わる必修科目	
基礎科目	初修外国語	44
リテラシーコア・課題解決実践科目	スキル習得中心の科目	
	課題解決学習(PBL)中心の科目	
自由科目		
合計		90

新潟大学創生学部規程（案）の変更事項

1. 趣旨

令和7年度より、創生学修課程に創生学修コースと DX 共創コースを設置するため、
所要の改正を行う。

2. 概要

創生学修コースと DX 共創コース設置し、定員を定めるとともに、教育課程の整備を行
う。

3. 施行日

令和7年4月1日

創生学部規程新旧対照表

新					旧				
(課程及びコース) 第3条 本学部に、 <u>次の表に掲げる課程及びコースを置き、各コースの定員は同表に掲げるとおりとする。</u>					(課程) 第3条 本学部に、 <u>創生学修課程を置く。</u>				
課程		コース		定員	(新設)				
創生学修課程		創生学修コース		人					
		DX共創コース		50					
				20					
(卒業の要件) 第14条 本学部に卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。 (1) 本学部に通算4年以上在学すること。 (2) 次の表に掲げる科目区分により授業科目を履修し、その単位を修得すること。					(卒業の要件) 第14条 本学部に卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。 (1) 本学部に通算4年以上在学すること。 (2) 次の表に掲げる科目区分により授業科目を履修し、その単位を修得すること。				
科目区分		単位数		概要	科目区分		単位数		概要
		創生学修コース	DX共創コース				(新設)	(新設)	
導入・転換教育科目		14	14		導入・転換教育科目		16	(新設)	
基礎科目	英語	2	2		基礎科目	英語	2	(新設)	
	初修外国語	2	2			初修外国語	2	(新設)	
	デジタルスキルリテラシー	2	2			情報処理・データ分析	2	(新設)	
	データサイエンス概説	2	2			データサイエンス概説	2	(新設)	
	(削る)	(削る)				国際理解リテラシー	2		
リテラシーコア・	スキル習得中心の科目	4	4	創生学修コースは「データサイエンス」又は	リテラシーコア・課	スキル習得中心の科目	4	(新設)	「データサイエンス」又は「P.A.C.E.」を選択し

課題解決実践科目				<u>「P.A.C.E.」から、DX共創コースは「データサイエンス」から、それぞれ選択して修得する。</u>	課題解決実践科目				<u>て修得する。</u>
	課題解決学習(PBL)中心の科目	24	<u>24</u>			課題解決学習(PBL)中心の科目	24	(新設)	
学修成果総括科目		2	<u>2</u>		学修成果総括科目		2	(新設)	
領域学修科目	領域基礎科目	20	<u>26</u>		領域学修科目	領域基礎科目	20	(新設)	
	領域科目	20	<u>20</u>	必要単位を超えて修得した領域基礎科目を含む。		領域科目	20	(新設)	必要単位を超えて修得した領域基礎科目を含む。
	領域学修に関わる必修科目	6	<u>6</u>			領域学修に関わる必修科目	6	(新設)	
自由科目		<u>28</u>	<u>28</u>	英語, 初修外国語, 健康・スポーツ, 情報リテラシー, 新潟大学個性化科目, 留学生基本科目, 大学学習法, 自然系共通専門基礎, 自然科学, 人文社会・教育科学, 医歯学, データサイエンス概説演習及び所定の単位を超えて修得したリテラシーコア・課題解決実践科目, 領域学修科目から修得する。	自由科目		<u>24</u>	(新設)	英語, 初修外国語, 健康・スポーツ, 情報リテラシー, 新潟大学個性化科目, 留学生基本科目, 大学学習法, 自然系共通専門基礎, 自然科学, 人文社会・教育科学, 医歯学, <u>フィールドスタディーズコーディネート, 地域・国際交流A, 地域・国際交流B,</u> データサイエンス概説演習及び所定の単位を超えて修得したリテラシーコア・課題解決実践科目, 領域学修科目から修得する。

合計		126	<u>126</u>	
別表第1 (第5条関係)				
授業科目及び単位数				
科目区分		授業科目名	単位数	必修・選択の別
導入・転換教育科目		<u>創生課題解決リテラシー</u>	<u>2</u>	<u>創生学修コース必修</u>
		<u>DX課題解決リテラシー</u>	<u>2</u>	<u>DX共創コース必修</u>
		<u>スタディスキルズ</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>
		<u>フィールドスタディーズ</u>	<u>6</u>	<u>創生学修コース必修</u>
		<u>DXスタディーズ</u>	<u>6</u>	<u>DX共創コース必修</u>
		<u>アソシエーションゼミⅠ</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>
<u>アソシエーションゼミⅡ</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>		
基礎科目	英語	具体的な授業科目名及び単位数は、授業科目の区分等規則に基づき、教育基盤機構が公示する授業科目開設一覧の定めるところによる。		2単位必修
	初修外国語			2単位必修
	<u>デジタルスキルリテラシー</u>		<u>2</u>	必修
		データサイエンス概説 (削る)	2 (削る)	
リテラシーコア・課題解決実践科目	スキル習得中心の科目	データサイエンス実践A	2	選択必修(4単位以上) <u>創生学修コースは「データサ</u>
		データサイエンス実践B	2	
		データサイエンス実践C	2	
		P. A. C. E. (Academic Listening & Speaking)	0.5	

合計		126	(新設)	
別表第1 (第5条関係)				
授業科目及び単位数				
科目区分		授業科目名	単位数	必修・選択の別
導入・転換教育科目		<u>リフレクションデザインⅠ</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>
		<u>スタディスキルズ (大学学習法)</u>	<u>2</u>	
		<u>フィールドスタディーズ (学外学修)</u>	<u>6</u>	
		<u>リテラシー基礎</u>	<u>2</u>	
		<u>基礎ゼミⅠ</u>	<u>2</u>	
		<u>基礎ゼミⅡ</u>	<u>2</u>	
基礎科目	英語	具体的な授業科目名及び単位数は、授業科目の区分等規則に基づき、教育基盤機構が公示する授業科目開設一覧の定めるところによる。		2単位必修
	初修外国語			2単位必修
	<u>情報処理・データ分析</u>		<u>2</u>	必修
		データサイエンス概説 <u>国際理解リテラシー</u>	2 <u>2</u>	
リテラシーコア・課題解決実践科目	スキル習得中心の科目	データサイエンス実践A	2	選択必修(4単位以上) <u>P. A. C. E.</u>
		データサイエンス実践B	2	
		データサイエンス実践C	2	
		P. A. C. E. (Academic Listening & Speaking)	0.5	

	P. A. C. E. (Academic Reading I)	0.5	<u>イェンス」又は「P. A. C. E.」から選択する。(P. A. C. E. を選択する場合は、0.5 単位科目を必修とする。)</u> <u>D X 共創コースは「データサイエンス」から選択する。</u>			P. A. C. E. (Academic Reading I)	0.5	<u>を選択する場合は、0.5 単位科目を必修とする。</u>
	P. A. C. E. (Academic Writing I)	0.5				P. A. C. E. (Academic Writing I)	0.5	
	P. A. C. E. (Oral Communication)	0.5				P. A. C. E. (Oral Communication)	0.5	
	P. A. C. E. (Academic Writing II)	0.5				P. A. C. E. (Academic Writing II)	0.5	
	P. A. C. E. (Academic Reading II)	0.5				P. A. C. E. (Academic Reading II)	0.5	
	P. A. C. E. (Research Writing)	1				P. A. C. E. (Research Writing)	1	
	P. A. C. E. (Academic Communication Skills)	1				P. A. C. E. (Academic Communication Skills)	1	
	P. A. C. E. (Presentation Skills)	1				P. A. C. E. (Presentation Skills)	1	
課題解決学習 (PBL) 中心の科目	<u>アソシエーションゼミⅢ</u>	<u>2</u>	必修	課題解決学習 (PBL) 中心の科目	<u>基礎ゼミⅢ</u>	<u>2</u>	必修	
	<u>アソシエーションゼミⅣ</u>	<u>2</u>			<u>基礎ゼミⅣ</u>	<u>2</u>		
	プロジェクトゼミ I	2			プロジェクトゼミ I	2		
	プロジェクトゼミ II	2			プロジェクトゼミ II	2		
	ソリューションラボ I	4			ソリューションラボ I	4		
	ソリューションラボ II	4			ソリューションラボ II	4		
	<u>(全学リテラシー応用)</u>		<u>創生学修コース</u>		<u>リテラシー応用A</u>	<u>2</u>	<u>選択必修 (8 単位以上)</u>	
	<u>人文社会・教育科学科目群</u>	<u>4</u>	<u>選択必修</u>		<u>リテラシー応用B</u>	<u>2</u>		
<u>自然科学科目群</u>	<u>4</u>		<u>リテラシー応用C</u>	<u>2</u>				
<u>データ活用実践</u>	<u>2</u>	<u>D X 共創コース</u>	<u>リテラシー応用D</u>	<u>2</u>				
<u>IoT&データ計測基礎</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>	<u>リテラシー応用E</u>	<u>2</u>				
<u>A I ・統計科学実践 I</u>	<u>2</u>							
<u>A I ・統計科学実践 II</u>	<u>2</u>							
学修成果総括科目	<u>創生学修総括</u>	<u>2</u>	<u>創生学修コース</u>	学修成果総括科目	<u>リフレクションデザイン</u>	<u>1</u>	必修	

		<u>DX共創総括</u>	<u>2</u>	<u>ス必修</u> <u>DX共創コー</u> <u>ス必修</u>
領域学修科目	領域基礎科目	具体的な授業科目名及び単位数は、各年度に別途提示する領域学修科目パッケージ案内の定めるところによる。		<u>必修</u> <u>創生学修コー</u> <u>ス40単位</u> <u>DX共創コー</u> <u>ス46単位</u>
	領域科目			
	領域学修に関する必修科目	<u>領域学修入門</u>	<u>2</u>	<u>創生学修コー</u> <u>ス必修</u>
		領域概説A (経済科学)	2	<u>創生学修コー</u> <u>ス選択必修(4</u> <u>単位以上)</u> <u>各学部担当の</u> <u>科目は、当該学</u> <u>部指定の1年</u> <u>次向け科目と</u> <u>読み替え可能</u> <u>とする。</u>
		領域概説B (理学)	2	
		領域概説C (人文学)	2	
		領域概説D (法学)	2	
		領域概説E (工学)	2	
		領域概説F (農学)	2	
自由科目		(削る)	(削る)	選択
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		データサイエンス概説演習	1	

別表第2 (第9条関係)

第3年次から第4年次への進級基準

科目区分		単位数
導入・転換教育科目		<u>14</u>
基礎科目	英語	2

		<u>III</u> <u>リフレクションデザイン</u> <u>IV</u>	<u>1</u>	
領域学修科目	領域基礎科目	具体的な授業科目名及び単位数は、各年度に別途提示する領域学修科目パッケージ案内の定めるところによる。		<u>40単位</u> <u>必修</u>
	領域科目			
	領域学修に関わる必修科目	<u>リフレクションデザイン</u> <u>II</u>	<u>2</u>	<u>必修</u>
		領域概説A (経済学)	2	<u>選択必修</u> <u>(4単位</u> <u>以上)</u>
		領域概説B (理学)	2	
		領域概説C (人文学)	2	
		領域概説D (法学)	2	
		領域概説E (工学)	2	
		領域概説F (農学)	2	
自由科目		<u>フィールドスタディーズ</u> <u>コーディネート</u>	<u>2</u>	選択
		<u>地域・国際交流A</u>	<u>2</u>	
		<u>地域・国際交流B</u>	<u>2</u>	
		データサイエンス概説演習	1	

別表第2 (第9条関係)

第3年次から第4年次への進級基準

科目区分		単位数
導入・転換教育科目		<u>16</u>
基礎科目	英語	2

	<u>デジタルスキルリテラシー</u>	<u>2</u>			<u>情報処理・データ分析</u>	<u>2</u>	
	データサイエンス概説	2			データサイエンス概説	2	
	(削る)	(削る)			<u>国際理解リテラシー</u>	<u>2</u>	
領域学修科目	領域基礎科目	<u>26</u>	<u>創生学修 コースは 領域学修 に関わる 必修科目 6単位を 含む。</u>	領域学修科目	領域基礎科目	<u>20</u>	
	領域科目				領域科目		
	領域学修に関わる必修科目				領域学修に関わる必修科目	<u>6</u>	
基礎科目	初修外国語	<u>44</u>		基礎科目	初修外国語	<u>40</u>	
リテラシーコア・課題	スキル習得中心の科目			リテラシーコア・課題	スキル習得中心の科目		
解決実践科目	課題解決学習（PBL）中心の科目			解決実践科目	課題解決学習（PBL）中心の科目		
自由科目				自由科目			
合計		90		合計		90	

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学した学生の履修方法、進級基準及び卒業要件については、なお従前の例による。

(改正理由)

創生学修課程に創生学修コースとDX共創コースを設置するため所要の改正を行う。